

平成 26 年度仙台市国民健康保険事業運営計画（案）

1 国民健康保険事業運営の現状

国民健康保険は、国民皆保険制度を支える基盤の役割を担っており、地域住民の健康の保持増進を図り、社会の安定と発展に大きく貢献してきた。

しかしながら、他の医療保険に比べ高齢者や低所得者の割合が非常に高く、その財政基盤は極めて脆弱であり、各保険者は、医療費の適正化や保険料の徴収努力はもとより、一般会計からの多額の繰入れや保険料の引上げを行うなど財政健全化に取り組んでいるものの、その事業運営は極めて厳しい状況である。

また、高齢化の進展や医療技術の高度化に伴う医療費の増嵩により、被保険者及び保険者の負担はさらに重くなることが想定され、各保険者の取り組みだけでなく、国民健康保険制度の抜本的改革が急務となっている。

2 平成 26 年度の運営について

国民健康保険制度を持続可能な制度として維持運営していくために必要な「歳入の確保」と「歳出の抑制」を基本とした事業運営を行っていく。

（1）歳入の確保

ア 基本方針に基づく収納対策の推進

平成 24 年 4 月から設置している徴収対策室を中心として、①計画的な滞納整理の実施、②明確な役割分担に基づく期別滞納整理、③市税等との連携強化及び福祉系債権との共同徴収、の 3 点を基本方針とした滞納整理を進め、現年度収納率 89.0%、総括収納率 77.0%を目指す。

① 計画的な滞納整理の実施

業務計画に基づく適正な進行管理を徹底するだけでなく、数値目標を達成するために徴収対策の内容、時期等も含めた対策を講ずる。また、管理監督者に対する徴収マネジメント研修を充実させて、業務計画に基づく滞納整理が適正に行われる職場環境を整える。

② 明確な役割分担に基づく期別滞納整理

現年度滞納整理の手法として、期別滞納整理の徹底を図ってきたが、

26年度はさらに、民間と非常勤職員、正職員の役割分担を明確にした滞納整理を行う。催告センターを活用した滞納の累積を未然に防止するための初期催告、国保相談員を中心とした滞納の原因、納付資力の把握を重点とする納付相談、職員による滞納処分の執行及び執行停止の見極めなど、役割分担を明確にする。

③ 市税との連携強化及び福祉系債権との共同徴収

定型的な業務を中心に民間を積極的に活用していく。市税については催告センターの業務内容を拡充させるとともに、平成27年度以降に向けて共同で運営できる体制の構築に努める。また、介護保険料及び保育料については、徴収実務のノウハウを共有しながら、共同徴収の実現を図る。

イ 適正賦課（所得把握）の推進

所得未申告世帯に対しては、文書等により税の申告や国保独自の簡易申告書の提出を求めて所得の把握に努めていく。特に低所得者世帯に対しては、該当する保険料の法定軽減（※）や減免を適用して適正な保険料とし、保険料の納付につなげていく。

※法定軽減額の3/4は県負担、1/4は市費負担（地方交付税措置）となるため、法定軽減の適用は、被保険者だけでなく保険財政運営上メリットがある。

ウ 資格の適正化推進

就職等により既に他の医療保険に加入しているにもかかわらず、国民健康保険の資格喪失の届出をしていない被保険者を調査し、届出の勧奨や職権による喪失処理を行い、重複加入による賦課保険料を減らしていく（※1）。さらに、退職被保険者の適用については、加入手続きの際に各年金保険者からの年金情報によって対象者を確実に把握するとともに、公簿等で退職被保険者となり得ることが確認できた場合にあっては、職権での適用を図っていく（※2）。

※1 既に国保資格を喪失している方への保険料賦課により、徴収不要な保険料調定額が収納率（収納額÷保険料調定額）を下げてしまい、適正な収納対策を妨げる恐れがある。

※2 退職被保険者の保険給付費は、収納された保険料のほかは、他の医療保険からの拠出金で賄われることから、一般会計からの繰入れリスクがない。

(2) 歳出の抑制

ア 特定健診・特定保健指導の充実

平成 25 年度からの第 2 期実施計画（～平成 29 年度）に基づき、メタボリックシンドローム該当者及び予備群を減少させ、中長期的医療費の適正化を目指す特定健診・特定保健指導の受診率・実施率向上を図るため、文書や電話による健診未受診者への受診勧奨や積極的支援対象者へ保健指導利用勧奨を行っていく。

イ 重症化予防の推進

特定健診の結果、要医療と判定されながら未治療の被保険者に対して、文書や電話により医療機関への受診を勧奨する。また、各種がん検診受診者に対する本人負担額の一部助成もおこない、早期発見・早期治療による重症化予防を進めていく。

ウ その他

保険給付費支払いの際のレセプト点検を充実させるため、宮城県及び国保連合会等の関係機関の支援を受け、レセプト点検員の専門的、技術的知識の向上を目的とした研修を実施する。また、後発医薬品利用差額通知や医療費通知を行い、医療費適正化の必要性を広く被保険者に周知する。

3 医療保険制度改革への対応

市町村国保と他の医療保険制度との負担の公平化を図り、安定的で持続可能な医療保険制度を構築するためには、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を、早期に実現すべきであり、一本化が実現するまでの間は、国民健康保険事業の安定的運営を図るため、国庫負担率の引き上げを含めた財政支援措置を行うよう、他の政令指令都市等と共同で要望を行うなど、適切に対応していく。

また、昨年 12 月に成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（社会保障改革プログラム法）に基づき、国の国保基盤強化協議会においては、国保保険者の都道府県移行などが協議されているが、国保制度の構造問題が解決され円滑な移行が進むよう、併せて国に要望していく。